

町県民税の申告と所得税の確定申告

確定申告は2月16日(水)から3月15日(火)までに

坂祝町の 申告会場

役場3階大会議室 東室
問 役場窓口税務課
☎66-2404(直通)

関税務署の 申告会場

マーゴ本館4階(関市倉知516)
問 関税務署
☎0575-22-2233

令和3年分所得にかかる町県民税の申告と所得税の確定申告の受付を表1の日程で行います。役場の会場や、マーゴ本館4階での申告のほか、役場・関税務署への郵送による申告、スマホ・パソコンからの電子申告(e-Tax)などの方法があります。

申告が必要な方

町県民税(住民税)の確定申告

■ 町県民税申告(住民税申告)とは

町内に住所を有する人は、原則として、毎年3月15日までに1月1日現在の住所所在地の市町村長に申告書を提出しなければならないこととされています。

確定申告をする必要がない人であっても、住民税を計算する際に各種の所得控除を適用したい場合には必ず住民税申告が必要なほか、住民税申告は、住民税の計算以外にも様々な行政サービスに利用されます。所得の有無にかかわらず次の方は、必ず申告をするよう、お願いいたします。

令和4年1月1日現在町内在住で、次のいずれかに当てはまる方

- ① 事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方。(所得税の申告を行う方は町県民税の申告は必要ありません)
- ② 事業主から町へ給与支払報告書が未提出の方
- ③ 配当・譲渡・大工などによる収入がある方

所得税の確定申告

■ 所得税確定申告とは

所得税(復興特別所得税を併せます。)は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されますが、その所得金額とこれに対する税額は、納税者自らが計算し、原則として、その年の翌年2月16日から3月15日までの間に申告、納税することになっています。

- ① 事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方
- ② 年金受給者で諸控除を受けようとする方
- ③ サラリーマンで次のいずれかに当てはまる方
 - ・給与収入が2千万を超える方
 - ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

※これらは申告が必要な場合の一例です。詳細は「関税務署」または「役場窓口税務課」にお問い合わせください。

※国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。また、昭和32年以前に生まれた方およびその世帯の方は、介護保険料算定の資料となりますので、収入がなくても申告をしてください。(申告をされないと保険税などの軽減が受けられません。)

→表1 確定申告の受付日、対象地区、受付時間については次のとおりです

受付日	対象地域	受付時間
2月16日(水)・17日(木)	一色・池端	各 日 【午前】 9時から12時 【午後】 1時から4時 ※時間外の申告は受け付けませんので、終了時刻前までにお越しください。
2月18日(金)・21日(月)	中組・茶屋	
2月22日(火)・24日(木)	雲埋・大針	
2月25日(金)・28日(月)	加茂山	
3月1日(火)・2日(水)	黒岩	
3月3日(木)・4日(金)	深萱・勝山	
3月7日(月)・8日(火)	取組	
3月9日(水)～15日(火) (土・日は除く)	全地区	

→ 町の申告会場で申告できるもの ※事前予約も同様です

- ①町県民税の申告
②所得税の確定申告のうち、次の4つすべての要件を満たすもの

- 令和3年分の申告
- 土地、建物、株式譲渡、先物取引などの分離課税による所得がない
- 所得税の住宅借入金特別控除などの住宅関連の税額控除を受けない
- 青色申告ではない

※要件について詳しくは役場窓口税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、町の申告会場では受け付けられませんので、マーゴ本館4階での申告や関税務署へ申告書を提出してください。



ご注意

- 町の申告会場では、町職員が確定申告の相談・作成支援を行うため、簡易な申告内容に限ります。また土地・建物・株式などの譲渡所得や山林所得の確定申告、贈与税・相続税の申告は受付できません。相談・申告作成などにつきましては、関税務署へお問い合わせください。
- 営業などの事業所得や不動産所得がある場合は、事前に収支内訳書を作成して来てください。申告会場では、収支内訳書の作成支援は行いません。
- 完成されている申告書については、申告会場に行かなくても窓口税務課で提出できます。ただし、窓口税務課では申告内容の確認・相談などは一切行わず提出書類の受理のみとなります。

→ 町の会場で必要なもの

①マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類

※郵送で町県民税申告書・所得税申告書を提出される場合には、コピーの添付が必要となります。

②申告書(町県民税申告書または確定申告書が送られている方)

③申告者本人名義の口座番号のわかる資料(預金通帳など)

④令和3年中の収入金額がわかる資料(源泉徴収票原本など)

⑤各種控除に必要な資料(令和3年中に支払いをしたもの)

- 社会保険料の領収書・証明書
(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、国民年金保険料など)
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 配偶者控除や扶養控除を受ける方は、その方の所得金額がわかる資料(源泉徴収票など)
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 寄付金控除を受ける方は、寄付金の領収書など
- 医療者控除を受ける方は、医療費控除の明細書
(病院ごと・個人ごとにまとめ、保険金などで補填された金額を差し引き、合計の支払い金額を計算して記入したもの)

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税別)を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類



新型コロナウイルス感染症 確定申告会場における基本的な感染防止対策の徹底を行います。

次に該当する場合は、入場をお断りしますのでご理解とご協力をお願いします。

- ①本人、又は家族に発熱、かぜのような症状などがある場合
- ②家族や知人に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合
- ③新型コロナウイルス感染症陽性と判明した方との濃厚接触がある場合
- ④入場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りします。
- ⑤来庁される際は必ずマスクの着用をお願いします。

→ 役場で確定申告、町県民税(住民税)を申告される方へのお願い

毎年申告会場が混雑し、待ち時間が長くご迷惑をおかけしていることから、次の申告をされる方は事前にご自身で書類作成まで行ってください。

- ① 事業所得・不動産所得・農業所得を申告される方(収支内訳書はご自身で作成してください)
- ② 医療費控除の申告をされる方(明細書や領収書の合計はご自身で計算し作成してください)
- ③ ご自身で申告書を作成できる方
- ④ 消費税の申告をされる方(申告書はご自身で作成してください。町では提出のみ受け付けます。作成方法がわからない方は、マーゴ本館4階の申告会場をご利用ください。)

※事前に税務署で申告をするように通知のあった方は、税務署で申告をお願いします。

※役場の申告会場では、窓口税務課職員が皆さまの申告書作成のお手伝いを行っております。税務署職員や税理士などはおりません。不明の部分などは、適宜税務署へ電話問い合わせを行いながら作成支援をしますので、お時間をいただく場合があります。(電話などで解決できない場合は、税務署の申告会場までご自身で行っていただく場合もありますのでご了承ください)

※町で申告した書類も税務署で再審査されます。審査の結果、追加書類や修正が必要になった場合は、後日、税務署から来署を依頼される場合がありますので、ご了承ください。

※申告の作成に誤りや漏れがないか、申告者の方に最終確認を行っていただきます。

→ 申告相談の事前予約を受け付けます

令和3年分の所得税の確定申告においても、混雑を極力避けるために、電話での事前予約を実施しますのでご利用ください。

■ 予約受付期間

2月7日(月)から 3月14日(月)まで(土・日・祝を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

■ 予約受付先

窓口税務課 税務係 ☎ **66-2404** (直通)

■ 予約ができる内容

- ① 町県民税の申告
- ② 所得税の確定申告のうち、次の4つすべての要件を満たすもの
 - 令和3年分の申告
 - 土地、建物、株式の譲渡、先物取引などの分離課税による所得がない
 - 所得税の住宅借入金特別控除などの住宅関連の税額控除を受けない

※要件について詳しくは窓口税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、予約は受け付けられませんので、

マーゴ本館4階での申告や関税務署へ申告書を提出してください。

事前
予約



ご 注 意

- 予約された当日の時間までに役場窓口税務課(庁舎入って左手奥)までお越しください。
- 予約は電話のみに限ります。(電子メール・ファックス・郵便などでの受付はできません)
- 予約希望時間枠は先着順ですので、ご希望に添えない場合もあります。
- 当日は予約されていてもお待ちいただく場合もあります。
- 申告書(収支決算書)や添付書類がすべて整った方のみが予約可能です。その場での作成はお断りします。
- 提出のみの方は、事前予約の必要はありません。申告会場または窓口税務課にご持参ください。